
新型コロナウィルスに関する質疑応答

※JITCO から厚労省に確認し、回答を得た内容です。

Q 中国政府は中国人の海外団体旅行を禁止しましたが、技能実習生が複数で一緒に来日することも禁止されるのでしょうか。

A 現在、技能実習生は海外渡航禁止の対象にはなっていません。

Q 現在、日本の外務省は中国湖北省について感染症危険情報レベル3「渡航は止めてください。(渡航中止勧告)」を出していますが、技能実習法に基づく「一時帰国」の時期が重なってしまうような場合はどうすればよいでしょうか。

A 該当する実習生に対して正確な情報を伝え、一時帰国の時期をずらすなどの方法が考えられますが、実習計画変更の必要性の可否も含めて、個々の事案ごとに OTITO の窓口に相談してください。

Q 春節の時期に中国に帰国し、日本に戻ってきた実習生がいますが、特別な配慮は必要ないのでしょうか。

A 特別な措置は必要ありませんが、日本に戻ってから高熱を発症、強い咳があるなどの症状が出た場合には速やかに専門の医療機関に受診させてください。なお、中国人実習生だからということだけで排斥したりすることは実習の円滑な実施の妨げになるだけではなく、人権上の問題となりますので、他の実習生等に対しても正しい情報を伝えるよう配慮してください。

Q 今回の事態を受け、厚生労働省や OTIT において中国からの実習生受入れに関して何らかの通知等がなされるのでしょうか。

A 現時点においては、そのような動きは把握しておりません。

Q 新型コロナウィルスについての詳しい情報はどこで入手できるのでしょうか。

A "厚生労働省において、ホームページにおいて Q&A を掲載するとともに、電話相談窓口（コールセンター）を次の通り設置していますので、お問い合わせください。

○電話番号 03-3595-2285

○受付時間 9時00分～21時00分（土・日祝日も実施）"

送信枚数は計2枚

送り元:東京駐在事務所

連絡先:03-4306-1190